

令和6年度 第1回宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月2日（水）午後2時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部祥大委員、阿部徹委員、佐藤委員

使用者代表

笹崎委員、茂木委員

開 会

補 佐 ただいまから、令和6年度第1回宮城地方最低賃金審議会宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

 本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

 委員の方々の出席状況を御報告いたします。

 事前に高橋委員、政木委員から欠席の旨、報告いただいております。

 公益代表委員 2名

 労働者代表委員 3名

 使用者代表委員 2名

 以上 7名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

 本日は、第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまで、事務局で議事を進行させていただきます。

 専門部会委員は、資料1のとおりでございます。9月6日付で発令をさせていただきました。

 最初に、各委員と事務局職員を、賃金室長から御紹介させていただきます。

賃金室長 賃金室長の堀内です。よろしくお願いいたします。
それでは、資料1の名簿により、各委員の方々を、御紹介いたします。
はじめに、公益を代表する委員の方々ですが、
熊谷委員でございます。
…。
柳井委員でございます。
…。
次に、労働者を代表する委員の方々ですが、
阿部祥大委員でございます。
…。
阿部徹委員でございます。
…。
佐藤委員でございます。
…。
次に、使用者を代表する委員の方々ですが、
笹崎委員でございます。
…。
茂木委員でございます。
…。
最後に、事務局の紹介をさせていただきます。
川越労働基準部長です。
…。
内海賃金室長補佐です。
…。
伊藤賃金指導官です。
…。
長谷川安全専門官です。
…。

賃金室長 伊藤賃金調査員も事務局となっておりますので、よろしくお願いいたします。
以上、どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐 議事に入ります前に、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

基準部長 宮城労働局の労働基準部長の川越です。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、この度、専門部会の委員に御就任いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正につきましては、7月18日付け電機連合宮城地方協議会議長 佐藤斉様、JAM南東北宮城県連絡会会長 佐藤俊晴様から改正の決定の申出がありました。

それを受けまして、宮城労働局長から改正の必要性の有無について、7月29日の第2回宮城地方最低賃金審議会に諮問させていただき、その後、8月21日に開催させていただいた、第4回宮城地方最低賃金審議会において、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正することを必要と認めるとの答申をいただきました。

この答申を受けまして同日付けで宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について諮問させていただき、専門部会で御審議いただくこととなりました。

本日は、その第1回目として開催させていただいたところでございます。委員の皆様には大変お忙しい中、御面倒をおかけすることになりますが、慎重かつ十分、審議をお願いしたいと存じます。

特定最低賃金の改正などにつきましては、皆様ご存じのとおり、関係労使の合意を基本理念としております。

是非とも全会一致での御結論を切にお願い申し上げます。

また、可能であれば、早期結審にも御配慮いただきますよう、お願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

補佐 続きまして、議題(1)部会長及び部会長代理の選出について、賃金室長から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとされています。

本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするというにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

賃金室長 それでは、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。部会長に柳井委員、部会長代理に熊谷委員ということで、御承認を頂きたいと思いを。
よろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

賃金室長 御承認いただきましたので、部会長に柳井委員、部会長代理に熊谷委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは部会長から御挨拶をお願いします。

柳井部会長 ただいま部会長に選出いただきました「柳井」でございます。よろしく願いいたします。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブを基に設定されるものと理解しております。

当部会におきましても、この理念を尊重して、審議を行ってまいりたいと考えております。

また、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を取り巻く状況を基にしながら真摯な議論を重ねていきたいと思いをするので、お願いいたします。

部会長として、公正かつ公平な審議に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

補 佐 続きまして、部会長代理からご挨拶をお願いします。

熊谷部会長代理 部会長を補佐いたしまして、適切かつ効率的な審議が行われますように努めていきたいと思っております。

何卒、よろしく願い申し上げます。

補 佐 部会長が選出されましたので、これからの議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

柳井部会長 それでは議事を進行させていただきます。

議題（２）宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について、事

事務局から説明願います。

賃金室長

説明いたします。

資料2を御覧ください。

今年度も宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を設置したところですので、運営規程も定める必要がございます。

昨年度の内容と同様ものですが、専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうかお諮りいたします。

柳井部会長

専門部会運営規程（案）に関して各委員の皆様には何か御意見などはございますか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、案のとおり運営規程を決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

柳井部会長

異議なしと承りました。次に、最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長

最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使の意見の聴取につきましては、9月9日（月）締切りで公示を行いました。意見の提出はなかったことを報告します。

柳井部会長

それでは、関係資料の説明について、事務局からお願いします。

指導官

資料番号3をご覧ください。

こちらは、7月29日に開催された第2回本審の資料と同じものです。

第2回本審においては、特定最低賃金の必要性の有無について労働局長から諮問していたところですが、その際の審議資料となります。

ここで改めて、特定最低賃金の制度について簡単に説明いたします。

特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最賃の新設、改正、廃止等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で改正等の必要性ありと決議された場合に、改

正金額の審議に入ることとなります。

本年3月に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、資料番号3「令和6年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況」のとおり、去る7月18日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は公正競争ケースによる申出となります。

以下、電子部品等製造業と略したりします。

なお、特定最賃の決定等に係る申出要件については、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

公正競争ケースにおける要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の同意があり、その全部または一部を代表する者による申出であることとなっています。

電子部品等製造業は公正競争ケースにより労働者側から改正の申出があったものです。

電子部品等製造業は、適用労働者数1万4,640人に対し、その63.4%に当たる9,278人がその申出に合意しております。

以上、電子部品等製造業については、改正申し出の要件を満たしており、去る7月29日の第2回本審において、宮城労働局長より、改正の必要性の有無について審議会に諮問したところです。

また、これを受けて、去る8月21日開催の第4回本審において、改正の必要性の審議が行われ、同日、審議会議長より改正の必要性ありとの答申を頂いております。

この答申を踏まえまして、同日、宮城労働局長より、特定最低賃金の改正について、審議会に諮問し、本日の専門部会を開催するに至っております。

資料4は、宮城の特定最賃業種別の、労働協約における賃金の最低額となります。

宮城の電子部品等製造業は、時間額で1,086円となりますので、改正する場合の特定最低賃金の上限はこの金額となります。

資料5について、こちらも資料3同様7月29日に開催された第2回本審の資料と同じものです。

適用労働者数については、常に変動するものでありますが、例年、審議の前年の12月1日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の令和3年経済センサスの活動調査における

事業場数及び労働者数から、最低賃金に関する基礎調査等により把握できた最低賃金が明らかに適用されないと考えられる事業場数や廃止事業場数、適用除外労働者数等を除くなどして推計しました。

その結果、電子部品等製造業は、適用事業場数が 312 事業場、適用労働者数が 1 万 4,640 人となります。

以上でございます。

資料 6 について、宮城県電子部品等製造業を対象とした令和 6 年 最低賃金に関する基礎調査結果の資料になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしています。

P4 をご覧ください。

対象労働者数は、4,245 人となり、昨年の 3,740 人と比べ約 13.5% 増加しております。

未満率を見ますと、4.1% で昨年の 5.5% と比べ 1.4 ポイント減少しております。

女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

P5～7 は電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を各業種に細分類したもので、5P が電子部品・デバイス・電子回路、6P が電気機械器具、7P が情報通信機械器具の総括表です。

未満率は、いずれも昨年度の結果よりも減少しております。

各特性値の値は、表のとおりです。

次に P8 の影響率表をご覧ください。

宮城県最低賃金の審議資料と同様に、加算額 70 円までの数値を表示しております。

参考までに、宮城県最賃の引き上げ額と同じ 50 円の加算額における影響率は 22.5% となっております。

P9～12 は労働者の属性別の特性値のグラフです。

第 1・20 分位数や第 1・10 分位数をみると、女性、パートのところで低く、最低賃金近傍にあることがわかります。

P13 は電子部品等製造業全体および細分類ごとの特性値のグラフです。

いずれも第 1・20 分位数と第 1・10 分位数が現在の特定最低賃金 959 円に近接しており、最低賃金近傍で働く労働者の割合が多いことがうかがえます。

P14 は男女別の年齢別の特性値のグラフです。

また P15～17 は地域別と男女別の最低賃金額および各特性値の推移です。

P18 は未満率の推移です。全地域での未満率は、令和 2 年度を除いておおむね 3～5%台で推移しております。

資料 6 については以上です。

続きまして資料 7 に移ります。

こちら資料 6 と同じく、最低賃金に関する基礎調査結果の資料になりますが、こちらは、宮城県最賃の専門部会で提出した資料でございます、「宮城県最低賃金」を対象とした調査報告書になります。

電子部品等製造業最低賃金における調査結果との比較ができるようにという趣旨で、参考添付したものでございますので、内容説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料 8 以降の資料についてですが、本年 8 月 21 日に開催した第 4 回本審における「宮城県特定最低賃金の必要性審議」の資料とほぼ同じ構成、内容でございますが、一部統計データについては、最新データに更新しておりますことを申し添えます。

また、資料 12 の経済情勢に関する資料は、第 4 回本審資料から、追加した統計資料がございます。

内容については、第 4 回本審でも、内容を説明させていただきましたが、本日は本審の委員ではない方もいらっしゃいますので、改めて電子部品等製造業を中心に説明いたします。

まず、資料 8、特定最低賃金改定状況について説明します。

P 1 は、宮城県の最低賃金決定状況について、平成 26 年から令和 5 年までの 10 年間分の推移をグラフで示したものです。

宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引き上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。

P 2 は、3 つの特定最賃と宮城県最賃の引上額の比較になります。

P 5 は、東北 6 県すべてで設定されている電子部品等製造業の最低賃金の決定状況になります。

宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

P6は、引き上額の各県の推移になります。

P10は、電子部品等製造業に係る「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示しものです。

第2回本審の際に、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしましたが、それらを含め、26年以降の推移をグラフ化したものとなります。

資料8は以上となります。

続いて資料9 「賃金関連統計」に移ります。

P4～7にかけては、電子部品等製造業の所定内給与額の推移を載せています。

データの出所は、厚生労働省で毎年実施している「賃金構造基本統計調査」であり、最新の結果は令和5年版となります。

宮城の電子部品等製造業の特定最賃の業種は、産業分類上の電子部品・デバイス・電子回路製造業、E28

電気機械器具製造業、E29

情報通信機械製造業 E30

の3つの業種で構成されており、この表はそれらの業種の調査結果から、労働者数による加重平均を算出したものとなります。

P4は、企業規模別、男女別のデータとなっております。

P5は、若年層である20～24歳、また男女別のデータになります。

年齢別になるとサンプル数が少なくなり、さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ています。

P6と7は、電気機械器具製造業、産業分類のE29の全国状況になります。宮城の特定最低賃金の業種の一部ではありますが、参考として掲載しております。

資料9については以上となります。

資料10 「事業動向関連統計」について説明します。

P1～2は、宮城県の「製造品出荷額」と「付加価値額」等の推移です。こちらは令和4年が最新のデータとなります。

P2に、電機等製造業のデータを載せております。

P6以降は、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数、及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。
審議の参考といただければと思います。

資料 11「雇用情勢関連統計」に移ります。

P1 は、求人倍率の推移となります。

上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位で見ると、コロナの影響もあり、令和 2 年の求人倍率は落ち込みがみられますが、その後ゆるやかな上昇傾向にあります。

しかしながら、令和元年までの倍率には戻っておりません。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

P3からは、直近のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和6年7月分の集計結果を載せております。

最後に、資料 12「経済情勢」になります。

P1 は消費者物価指数の推移となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。

令和 2 年を 100 として指数を表しております。

仙台市は、令和 4 年から全国平均を上回り、直近の本年 7 月まで全体として右肩上がりで上昇しています。

P2以降は、直近の宮城県内の経済統計として、東北財務局、宮城県、日銀仙台支店、77リサーチ&コンサルティングが発表しております、

7つの経済情勢に関する資料をつけております。

審議の参考といただければと存じます。

資料説明は以上でございます。

柳井部会長

ありがとうございました。

資料あるいは、ただいまの説明について、質問等がありますでしょうか。

阿部祥大委員

資料 6 の P8、影響率の表があったかと思います。

加算額が 68 円の時、影響率が 24.96 だったのが、69 円だ

と下がっていますが、単純な計算間違いなのか確認できますか。

事務局 すいません。
こちらの数値につきましては、改めてデータを確認して回答させていただきます。

柳井部会長 よろしいですか。
今日中に間に合いますか。

事務局 はい。
今日中に、この場で説明できると思います。

柳井部会長 では、よろしくお願ひします。
他に質問等はありませんでしょうか。

各委員 (なし)

柳井部会長 それでは、議題(3)宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る審議に入ります。

審議に当たって、労使の基本的な姿勢やお考えをお伺いしたいと思ひます。

最初に労働者側委員からお聞きしたいと思ひます。

阿部祥大委員 私の方から、労働者側の基本的な考え方を説明していきたくと思ひます。

令和6年度特定最低賃金になりますけども、特定最低賃金につきましては、公正な審議決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替機能を持ってございます。

また、賃金の不当な切下げや製品の買いたたきを防止するなど、事業の公正競争の確保によって、サプライチェーンを含めた電機産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っていると認識してございます。

電機連合としましても、毎年、労働条件改善闘争におきまして、企業内の労働条件の底上げと未組織労働組合を含めた電機産業全体で働く労働者全体の賃金の底上げ、公正処遇確立に向け、最低賃金の引上げに取り組んでおります。

今年度 2024 年度闘争におきましておいては、18 歳未満で 2 名でありますけど、こちらの高卒初任給に準拠させていくとした労使共通事項を踏まえて取組を進めまして、多くの加入組合におきまして 184,500 円、これを時間給に換算しますと 1,194 円以上とすることができました。

特定最低賃金につきましては、県内すべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは役割がまったく違うものでございまして、年齢、業務、作業を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金であります。

従いまして、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要不可欠でございます。

電機産業の従業員におきましては、全国平均で製造業の約 15%を占め、21 県につきましては、製造業の従業員の 2 割以上を占めております。また、生産額では、製造業に占める電気機械の割合が 2 割以上の地域が 18 地域ございまして、47 都道府県の 3 割強を占めてございます。

電機産業におきましては日本における主要産業でございまして、雇用者数のみならず、生産額、集荷額においても他産業と比較して、極めてウエイトが高く、各地方経済における重要な役割を担ってございます。

一方で、電機産業は、大手企業から中小零細企業まで裾野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保を図る上で法定電機最低賃金の設定と規制水準での改善が不可欠でございます。

電機産業は、こういったものづくり産業技術や情報産業技術などの従業員を活かし、社会のデジタル化、脱炭素化の実現に貢献していくことが求められてございまして、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも法定電機最低賃金をその産業の相応しい水準に引き上げていくことが重要であり、他の金属産業の最低賃金と比較して、相対的に低く、格差是正の面からも金額改正が是非とも必要であると認識してございます。

基本的な考え方については、以上でございます。

柳井部会長

はい、ありがとうございました。

続きまして、使用者側委員の方から、基本的な姿勢やお考えをお伺いしたいと思います。

笹崎委員

よろしく申し上げます。

まず、本専門部会が対象とする産業の業況でございますが、鋳工業生産指数、これを見てもみますと、四半期の指数の数字を見てもみますと、電気機械工業は、ここ 1 年間、110~150 台と比較的、好調を維持している一方、情報通信機械工業は 40~60 台と低調に推移しています。

最もウエイトの高い電子部品・デバイス工業については、2022 年 1 月から 28 カ月続いていた前年同月比マイナスが、2024 年 5 月でようやくストップしたものの、80~90 台で推移しており力強さを欠いている状況でございます。

続きまして賃引上げの状況について、でございますが、経団連が公表した「2024 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」によると、全体の引上げ額 10,712 円、アップ率 4.01%となり、1992 年以来の高い水準となりました。

一方、日本商工会議所が 4 月から 5 月にかけて実施した調査によりますと、賃上げを行った中小企業は約 75%にのぼったものの、そのうち、約 60%の企業は、業績が改善していないものの、人手を確保するために「防衛的賃上げ」を行ったという結果を発表されております。

続きまして価格転嫁の状況について、でございますが、中小企業庁が実施した本年 3 月の価格交渉促進月間フォローアップ調査によりますと、中小企業における価格転嫁率は、前回の昨年 9 月調査の 45.7%から微増の 46.1%と未だに 5 割を切っている状況であります。

特に、労務費については 40%に留まっておりまして、昨年 11 月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されるなど、適正な価格転嫁に向けた取り組みを強化しているものの、「労務費の上昇分については、自助努力で解決すべき」と言われ、交渉自体を拒否されたといった声を未だに聞いております。

企業が労務費を含むコスト上昇分の半分以上を負担しているということであり、そのような中での最低賃金の大幅な引上げは、価格交渉力の弱い中小企業に大きな影響を与えることとなります。

続きまして倒産の状況について、でございます。物価や人件費の上昇、人手不足、コロナ禍の各種支援策の終了などにより、倒産件数が急激に増加しております。民間の調査会社によりますと、宮城県では 2024 年上半期の倒産件数、負債 1,000 万円以上ですが 94 件となり、2023 年上半期の 76 件から大きく増加しております。

最低賃金の大幅な引上げは、企業の倒産や休業・廃業を加速させる懸念があり、慎重な姿勢をとらざるを得ません。

最後にまとめとなりますが、中小企業においては、物価の上昇、人手不足と人材確保のための人件費高騰、十分に進んでいない価格転嫁、金利の上昇など、経営の重荷は多くなっており、休業・廃業や倒産のリスクが高まっております。

民間の調査会社が8月に実施した調査によりますと、最低賃金の上昇に対する中小企業の対策について、「商品やサービスの価格に転嫁する」が最多で48%、次いで、「設備投資を実施して生産性を向上させる」が26%。

一方、「雇用人数を抑制する」が17%、「設備投資を抑制して財務負担を軽減させる」が11%、「できる対策は何もない」が18%となっております。

生産性の向上により生み出された成長の果実を、賃金をはじめとする「人への投資」に回していくことで、継続的に成長していくのが「成長と分配の好循環」のあるべき姿と思量します。

しかしながら、賃上げ原資を捻出するために、生産性の向上につながる設備投資や新規採用を抑制し、生産性の悪化や受注機会の損失と「防衛的賃上げ」という「悪循環」に陥っている企業が相当数存在することも十分に考慮する必要があると考えております。

賃金引上げの必要性は理解はしておりますが、このように厳しい経営環境に置かれた中小零細企業の休業・廃業や倒産を招くことのないよう、「事業の継続と雇用の維持」を第一に、慎重に判断されるべきものと考えております。

使用者側の考えは、以上でございます。

柳井部会長

ありがとうございました。

今、労使それぞれから主張をお聞きいたしました。

続きまして再びですが、最初に労働者側からお聞きします。

現段階での具体的金額及びその根拠について、説明をお願いします。

阿部祥大委員

もし金額であれば、一旦、打合せの時間をいただければな、と思っております。

柳井部会長

わかりました。

柳井部会長 では、使用者側の方はいかがでしょうか。
現段階で。
同じですか。
今の段階で隔たりがあり、金額の相談ということになりますので、一旦、休会としたいと思います。
休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。
よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、再度専門部会会場に移動)

～ 再開 ～

柳井部会長 それでは議事の方を再開します。
今、資料が配られたと思いますが、先程ご質問がありました影響率につきまして、事務局の方から説明を、よろしく願います。

指 導 官 先程、阿部委員から、ご質問の件について確認いたしましたところ、ご指摘のとおり数値の誤りがございましたので、訂正版を配布させていただきました。
1,028 円、69 円加算のところの数値ですが、訂正前 23.21% となっておりますが、正しくは 24.96% となっております。こちらは、その上 68 円と同数値ということになります。

柳井部会長 ありがとうございました。
この点、よろしいですね。
訂正ということで。

資料の方は差し替えをお願いします。

それでは、議事の方を進めさせていただきます。

労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の時間額 959 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

柳井部会長 最初に労働者側からお聞きします。

打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部祥大委員 労側といたしましても、打合せ等々ございまして、まず金額の基本的な考え方につきましては、先程、発言いたしました考え方に基づくものでございます。

労側といたしましては、この間、繰り返し、最低賃金の優位性の確保を重点に審議を求めてまいりました。

年々、優位性については縮まってきているところございまして、本来であれば、基幹産業として、10年ほど前は優位性が110%ありまして、あるべき水準だったもの、と思っておりますが、これがいま年々下がっている状況でございます。

本来であれば、この優位性110%の確保ということで、県最低賃金に対し約97円の引上げ、1,071円が必要と考えているところでございますが、この間の情勢、使用者側の基本的な主張、考え方も踏まえまして、労働者側といたしましては、73円の引上げ、時給で1,032円で金額を提示したいと思っております。

こちらにつきましては、本来あるべき水準、優位性110%に向かって、年間2%ずつ優位性を確保していくことといった考えの下、今回については、73円引き上げ、1,032円と提示をしたいと思っております。

以上でございます。

柳井部会長 ありがとうございます。

73円の引上げ1,032円ということになります。

続きまして、使用者側からお聞きします。

打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

笹崎委員 使用者側といたしましては、プラスの 25 円引き上げ 984 円ということで、25 円引き上げ、984 円ということで、御提示をさせていただきます。

その根拠といたしましては、賃金改定状況調査結果の別表 4①、②の B ランク、製造業の賃金上昇率 2.6%を勘案して、25 円の引上げ、984 円ということで、御提示をさせていただきます。

柳井部会長 ありがとうございます。
25 円の引上げ 984 円ということになります。
労使で 48 円の差がございます。
御相談になりますけども、もう 1 度休会して、皆さん、もう 1 度揉んでいただいた方がいいのか、今日は持ち帰った方がいいのか、労働者側、いかがでしょうか。

阿部祥大委員 可能であれば、持ち帰らせていただいて、出させていただけたらと。

柳井部会長 使用側は、いかがでしょうか

笹崎委員 同じです。

柳井部会長 そうなりましたら、本日はこれ以上の進展は望めないものと思われまので、ここで終了とさせていただきます。

労使それぞれのお立場はあるでしょうが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りにより妥当な結論を出すということがミッションとなっております。

それぞれ、本日の審議経過を踏まえ、再度ご検討をいただき、次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

議題(4)その他について事務局から何か連絡事項はありますか。

賃金室長 事務局としましては、先日ご案内しておりますとおり、
第2回 10月7日(月)10:00～、第2回で結審しない場合には、
第3回 10月9日(水)10:00～の開催を予定しております。

柳井部会長 事務局から説明のあったとおり、次回、第2回専門部会を 10月7日(月)10時～この会議室で開催いたします。
以上で、本日の審議を終了します。

閉 会